

令和6年（2024年）11月29日
港 湾 局 施 設 課

下関市細江旅客上屋（附属車両置場）に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市細江旅客上屋（附属車両置場）に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります。令和6年第4回下関市議会定例会での議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 施設の概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| ア) 名 称 | 下関市細江旅客上屋（附属車両置場） |
| イ) 所 在 地 | 下関市竹崎町四丁目6番19号 |
| ウ) 施設内容 | 収容台数 113台（内40台月極駐車専用）
管理室 1棟 |

2 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市細江旅客上屋（附属車両置場））に対して下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、ここにおいて、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション及びヒアリング等による総合的な審議がなされ、応募団体に

ついでにその意見の答申を受けました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 指定管理候補者の概要

- ア) 名 称 関光汽船株式会社
- イ) 所在地 下関市竹崎町四丁目6番8号

5 選定までの経緯

- | | |
|------------|---|
| 令和6年 7月 1日 | 公募により募集開始・質疑の受付開始 |
| 令和6年 7月16日 | 現地説明会の実施 |
| 令和6年 7月22日 | 申込書受付開始 |
| 令和6年 8月29日 | 質疑の受付終了 |
| 令和6年 9月 2日 | 募集・申込書受付終了 |
| 令和6年10月28日 | 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市細江旅客上屋（附属車両置場））を開催 |
| 令和6年11月 8日 | 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市細江旅客上屋（附属車両置場））から、下関市長に意見を答申 |
| 令和6年11月18日 | 下関市長が指定管理候補者を選定 |

(1) 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は共同事業体での応募とし、個人での応募は受け付けません。単独で応募する法人等は、他の共同事業体の構成員となることはできません。また、複数の共同事業体の構成員となることもできません。

なお、次のいずれの要件にも該当すること。

- ① 法人税、法人市民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生

法（平成11年法律第225号）による再生手続中でないこと。

- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けている場合にあつては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦ この募集に係る現地説明会に必ず参加すること。
- ⑧ 車両置場の管理運営業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑨ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合は、この限りではない。
- ⑩ 共同事業体の場合には、構成する全ての法人等が（1）から（9）までの条件を満たすとともに、応募時に構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の提出が可能であること。

（2）応募状況

説明会参加団体数 2団体

申込書提出団体数 2団体

・ 関光汽船株式会社

・ 株式会社オペロン

6 選定結果

(1) 選定委員会の審査結果

関光汽船株式会社					
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
評価点	866.25点	748.75点	813.00点	807.00点	900.00点
平均点	827.0点				

株式会社オペロン					
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
評価点	856.50点	767.50点	784.00点	810.00点	880.00点
平均点	819.6点				

(2) 選定基準

各委員1,000点満点の採点方式により選定することとし、各委員の評価点を合計した平均が最低基準以上である団体を選定することとした。なお、最低基準は600点以上とした。

※選定基準は、別紙1のとおり

(3) 選定委員会での主な意見

意見なし

(4) 議事録(要点)

下関市指定管理候補者選定委員会(下関市細江旅客上屋(附属車両置場))議事録(要点)は、別紙2のとおり

(5) 選定の主な理由

- ア) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。
- イ) 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市細江旅客上屋（附属車両置場））における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

(6) 選定された団体の提案内容

※別紙3 提案概要のとおり

7 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市細江旅客上屋（附属車両置場））の委員（5人）

【学識経験者】

杉浦 勝章（公立大学法人下関市立大学副学長 教授）

【経営又は財務に関する有識者】

宇原 泰司（下関商工会議所 事務局長）

橋本 英二（中小企業診断士）

【管理運営に関する有識者】

島崎 敏幸（下関市 副市長）

大庭 靖貴（下関市 港湾局長）

※委員長は、委員の互選により決定

8 提案額

・年度納付金

令和7年度～令和11年度 合計14,000千円

・収入額と管理運営経費（納付金含む。）の差額について

実際の収入額から実際の管理運営経費と下関市への納付金を差し引いた差額については、その差額に60%を乗じて得た額を別途下関市に納付。